

葬儀手続き

死亡当日

近親者への連絡

※時間を問わず電話で連絡してもマナー違反にはなりません。

葬儀社を探す

※搬送と葬儀を行う会社が別の場合、費用が割高になる可能性があります。

死亡診断書の受取り

死亡診断書もしくは死体検案書がないと遺体を搬送できません。

遺体搬送先の決定

自宅、もしくは葬儀社の提携施設や斎場などの安置施設に搬送します。

2日目

退院の手続き・入院費の支払い

※高額医療費として申請できる場合があるため、領収書は保管しましょう。

搬送・葬儀社との打ち合わせ

葬儀の日程・斎場・形式・内容・参列人数など葬儀の内容を細かく決めます。

死亡届の提出

亡くなってから7日以内に死亡届を役所に提出しましょう。

関係者への連絡

家族葬等で参列やお供えを辞退する場合は、その旨も伝えておきましょう。

納棺・通夜・葬儀

※一日葬・直葬・火葬式といった形式で行われることも少なくありません。

3日目

葬儀費用の支払い

葬儀から1週間～2週間の間に支払うのが一般的です。

忌日法要

亡くなった日から7日ごとに行う法要。

四十九日法要・納骨

亡くなってから49日目に四十九日法要。

役所手続き

10日

除籍謄本の取得

除籍謄本とは死亡した事実が書かれた戸籍です。
念のため2~3枚取得しておきましょう。

年金支給の停止手続き

日本年金機構にマイナンバーが登録されている場合は手続き不要です。
未支給分の年金の支給請求ができます。

14日

世帯主変更

- ・期限は亡くなった日から14日以内。
- ・届出先は住民票がある市区町村。
- ・以下の場合は世帯主変更の届出は不要。
 - (1) 1人世帯
 - (2) 残った家族が1人または15歳以上の大人1人と子供
 - (3) 次の世帯主が明白

国民健康保険と資格喪失届と返還

届出先は住民票がある市区町村。

介護保険の喪失届と返還

届出先は住民票がある市区町村。

2年

葬祭費の受給申請

葬祭費の支給額は自治体によって異なります。(3~7万程度)
会社で社会保険に加入していた場合には、埋葬費3~7万円程度受け取れます。
※2年以内に申請しないと受け取れなくなります。
※葬儀費用の商流所が必要です。

相続手続き

3ヶ月

遺言書の有無を確認

※勝手に遺言書の封を開けないように注意しましょう。
※相続放棄の期限は相続開始から3ヶ月以内です。

戸籍謄本を元に相続人を確認

本籍地の役場に以下の書類を持参し、戸籍謄本を発行してもらう。

- (1) 申請書
- (2) 戸籍謄本
- (3) 申請者の身分証明書

相続財産の調査

財産には不動産などプラスのものと借金などのマイナスのものがあります。

相続放棄・限定承認するかの決断

相続開始から3ヶ月以内に管轄地域の家庭裁判所に申請する必要があります。

4ヶ月

準確定申告

亡くなってから4ヶ月以内に準確定申告を行います。

遺産分割協議書の作成

相続財産をどのように分けるか協議し、合意した内容を書類にまとめます。

10ヶ月

相続税の申告

10ヶ月以内に相続税の申告が必要です。
申告期限を過ぎると相続税の控除などが受けられない場合がある。

遺留分侵害額請求

亡くなってから1年以内に遺留分侵害請求が可能です。
遺言書に書かれた相続額が遺留分よりも少なかった場合は、遺言書の内容に関わらず遺留分を受け取ることができます。

その他の手続き

死亡保険金の受け取り

生命保険に加入していた場合、死亡保険金が受け取れます。
保険証券などで「契約者」「被保険者」「保険金受取人」を確認
保険金受取人として記載してある人が死亡保険金受け取りの手続きを行います。

公共料金の手続き

※支払明細書に書いてある連絡先に連絡します。

TV・インターネット・電話の手続き

解約または名義変更が必要
ルーターやモデムなどリース契約のものがないか確認を行う

クレジットカードの解約

クレジットカード会社に連絡して解約手続きを行います。
未払い分は相続対象になるため金額の確認をしておきましょう。
残っているポイントやマイルはカード会社の規約によって失効になる場合や
相続対象になる場合があります。